

第58回 定時株主総会招集ご通知

2018年3月1日▶2019年2月28日

開催要項

日時

2019年5月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール

末尾の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し
退職慰労金贈呈の件

招集ご通知

(証券コード 8273)

2019年5月13日

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社 **イズミ**

代表取締役社長 山西 泰明

招集ご通知

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
〔添付書類〕	
事業報告	8
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席いただいた株主様には、お帰りの際にお土産を準備しております。

なお、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

※次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.izumi.co.jp>) に掲載させていただきます。

株 主 各 位

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年5月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
末尾の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第58期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案

- 剰余金の処分の件
取締役7名選任の件
退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

議案および参考事項

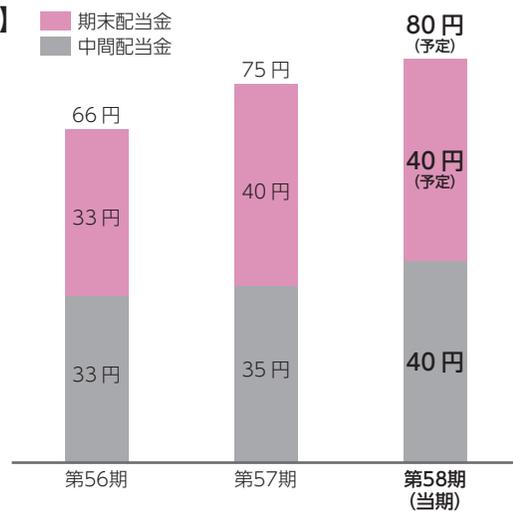
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、適切な利益還元を重視しており、業績動向等を勘案しつつ決定してまいりたいと存じます。当期の期末配当金につきましては、堅調な業績を収めることができましたので、その成果を株主の皆様へ還元させていただくべく、以下のとおり1株につき40円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金（1株につき40円）を含めた1株当たりの年間配当金は前期より5円増額の80円となります。

なお、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいりたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき40円 総額 2,866,340,000円
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2019年5月30日

【ご参考：1株当たり配当金の推移】



第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** やまにし やすあき
山西 泰明 (1946年7月31日生) [再任]

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月 当社入社
1981年5月 当社取締役
1982年5月 当社常務取締役
1982年11月 当社営業本部長
1984年4月 当社専務取締役
1988年5月 当社代表取締役専務
1991年5月 当社代表取締役副社長
1993年3月 当社代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）
日本流通産業(株)代表取締役副社長

■ 所有する当社株式の数 2,036,540株

【取締役候補者とした理由】

山西泰明氏は、代表取締役社長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、経営全般に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** かじはら ゆういちろう
梶原 雄一郎 (1965年2月8日生) [再任]

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
1998年9月 当社彦島店店長
2002年7月 当社高松店支配人
2003年4月 当社久留米店支配人
2006年2月 当社執行役員九州ゾーン営業部長
2007年5月 当社取締役九州ゾーン営業部長
2010年3月 当社常務取締役九州ゾーン営業部長

2010年10月 当社専務取締役営業副本部長兼九州ゾーン営業部長
2013年 5月 当社専務取締役販売副本部長
2016年 3月 当社専務取締役営業副本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 5,888株

【取締役候補者とした理由】

梶原雄一郎氏は、営業副本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 みかもと たつや
三家本 達也 (1958年11月7日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行
2001年 4月 同行溝ノ口駅前法人営業部部長
2003年 6月 同行浜松町法人営業部部長
2005年11月 同行新橋法人営業部部長
2008年 4月 同行新宿法人営業第一部部長
2010年 4月 同行理事 福岡法人営業部部長
2012年 4月 同行理事 九州法人営業副本部長
2013年 5月 当社専務取締役管理副本部長
2014年 7月 当社専務取締役管理副本部長兼グループ経営統括
2019年 1月 当社専務取締役管理副本部長兼グループ経営副本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 2,350株

【取締役候補者とした理由】

三家本達也氏は、管理副本部長・グループ経営副本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、管理部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4 なかむら とよみ
中村 豊三 (1953年12月10日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 3月 当社入社
1988年 3月 当社食品部青果課課長
1996年 2月 当社食品1部部長
2002年 5月 当社執行役員西ゾーン営業部長

2002年11月 当社執行役員九州ゾーン営業部長
2011年 5月 当社執行役員営業企画部部長
2013年 5月 当社取締役営業企画部部長
2014年 2月 当社取締役九州ゾーン販売部長
2015年 3月 当社取締役九州南ゾーン販売部長
2016年 3月 当社取締役九州南事業部長
2019年 3月 当社専務取締役九州南事業部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 10,442株

【取締役候補者とした理由】

中村豊三氏は、九州南事業部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5 ほんだ まさひこ
本田 雅彦 (1962年11月29日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
1997年 7月 当社営業本部コントローラー課長
2003年 9月 当社人事総務部カイゼン課長
2006年 2月 当社新町店店長
2007年 3月 当社経営企画部課長
2008年 9月 当社経営企画部部長
2011年 9月 当社執行役員経営企画部長
2016年 5月 当社取締役経営企画部長（現任）

■ 所有する当社株式の数 11,002株

【取締役候補者とした理由】

本田雅彦氏は、経営企画部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、経営企画部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6 にとり あきお
似鳥 昭雄 (1944年 3月 5日生)

再任

社外

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 3月 似鳥家具卸センター(株)（現 (株)ニトリホールディングス）
設立 専務取締役

1978年 5月 同社代表取締役社長
 2014年 5月 (株)ニトリ代表取締役会長 (現任)
 2015年 5月 (株)ホームロジスティクス取締役最高顧問
 2016年 2月 (株)ニトリホールディングス代表取締役会長 (現任)
 2016年 5月 コーナン商事(株)社外取締役 (現任)
 2017年 5月 (株)ホームロジスティクス取締役ファウンダー (現任)
 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)ニトリホールディングス代表取締役会長

(株)ニトリ代表取締役会長

(株)ホームロジスティクス取締役ファウンダー

コーナン商事(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由】

似鳥昭雄氏は、日本最大級のホームファニッシングチェーンであるニトリグループの(株)ニトリホールディングス代表取締役会長であるなど、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しております。

候補者番号

7 よねだ くにひこ
 米田 邦彦 (1957年7月18日生)

再任 社外 独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 広島修道大学商学部助教授
 2008年 4月 広島修道大学商学部教授 (現任)
 2010年 4月 広島修道大学商学部長
 2015年 5月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

広島修道大学商学部教授

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由】

米田邦彦氏は、経営学を専門とする大学教授として、企業経営について幅広い知識と高い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 当社と似鳥昭雄氏が業務執行者である(株)ニトリホールディングス及び(株)ニトリとの間には土地・建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準を超えるものではなく、経済的に依存している関係ではありません。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は似鳥昭雄及び米田邦彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、似鳥昭雄及び米田邦彦の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社の取締役に就任してからの年数 (本総会終結の時まで)
 似鳥昭雄氏の当社の取締役に就任してからの年数は、2年であります。
 米田邦彦氏の当社の取締役に就任してからの年数は、4年であります。

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます山西義政氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

やまし よしまさ
 山西 義政

■ 略歴

1961年10月 当社設立
 代表取締役社長
 1993年 3月 当社代表取締役会長
 2002年 4月 当社取締役会長
 現在に至る

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業部門主導の成長をはじめとして緩やかな景気回復が続いた一方、相次いだ自然災害による国内経済への影響や米中の通商問題から世界経済の先行きには不透明感が高まっています。足元では企業業績の成長鈍化も懸念され、家計部門では賃金の伸びが不十分な状況下で、物価上昇による可処分所得の落ち込みなどにより生活者の日常への消費意欲は低調に推移しました。

「平成30年7月豪雨」により、当社グループにおいては被災地域の一部店舗で被害を受けました。広島県内2店舗、岡山県内1店舗の計3店舗において、店内浸水等による被害が発生し、うち2店舗については早期に営業を再開した一方、当社の1店舗を閉店しました。さらに、被災地救援を目的としての支援活動、これら3店舗を除くグループ199店舗において災害義援金募金活動を展開し、1日も早い被災地の復興に向けた取り組みに注力しました。

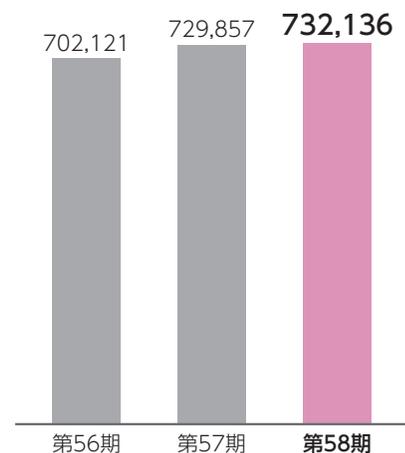
このような状況の下、当社グループにおいては、“日本一の高質リージョナル総合スーパー”を目指し、「中期経営計画（2019年2月期から2021年2月期）」を策定しています。既存事業の競争力の更なる強化を図るとともに、成長分野へ

の経営資源の重点投入を推し進めました。当期は同計画の初年度にあたり、これまで以上に積極的な成長戦略、競争力強化、人材育成の施策を打ち出すとともに、当社においては機構改革として「未来創造推進部」を設置しました。販売促進、お客様サービス、店舗業務の生産性改善、情報システムを一気通貫にデジタル化を推進することを通じて、将来のあるべき小売業の姿を再定義する取り組みをスタートさせました。

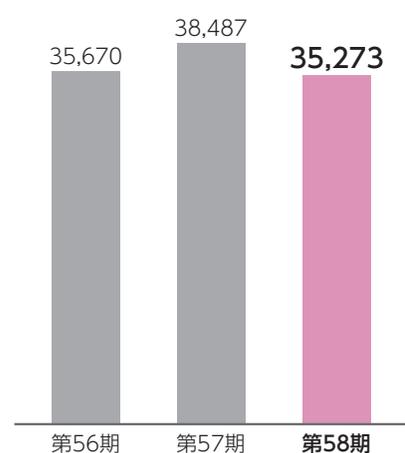
これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	732,136百万円	0.3%増
営業利益	35,273百万円	8.3%減
経常利益	35,099百万円	8.1%減
親会社株主に帰属する当期純利益	23,488百万円	12.8%減

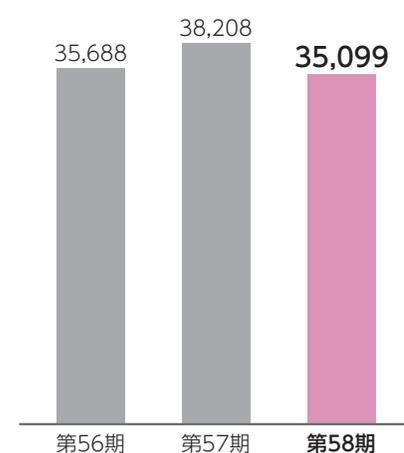
■ 営業収益 (百万円)



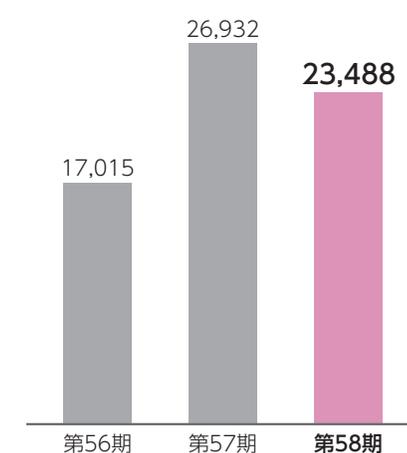
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



主な増減要因**① 営業収益及び売上総利益**

営業収益のうち、売上高は前期比1,412百万円（0.2%）増加し、697,679百万円となりました。また、営業収入は前期比865百万円（2.6%）増加し、34,457百万円となりました。これは、既存店売上が伸び悩んだ一方、主に当期及び前期における新設店舗が稼動したことにより販売増となりました。

売上総利益は、153,571百万円（前期比512百万円増）となりました。売上高対比では22.0%となり前期に比べて横ばいとなりました。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、経費抑制に努めた一方、主に人件費及び当期の新設店舗の創業経費等の増加により、前期比4,591百万円（3.1%）増加の152,754百万円となりました。売上高対比では21.9%となり前期に比べて0.6ポイント上昇しました。

これらの結果、営業利益は前期比3,213百万円（8.3%）減少の35,273百万円となり、売上高対比は5.1%と前期に比べて0.4ポイント低下しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比44百万円（2.8%）減少の1,518百万円となりました。一方、営業外費用は、支払利息の減少等により前期比148百万円（8.1%）減少の1,692百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比3,108百万円（8.1%）減少の35,099百万円となりました。売上高対比は5.0%と前期に比べて0.5ポイント低下しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、補助金収入1,112百万円、保険金収入309百万円を計上したことなどにより、1,480百万円となりました（前期比963百万円の減少）。一方、特別損失は、出資金評価損1,029百万円、「平成30年7月豪雨」に起因する災害による損失360百万円及び復興寄付金450百万円、減損損失654百万円を計上したことなどにより、3,085百万円となりました（前期比1,636百万円の増加）。

法人税等は9,894百万円となりました（前期比2,007百万円の減少）。

非支配株主に帰属する当期純利益は111百万円となりました（前期比258百万円の減少）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3,443百万円（12.8%）減少の23,488百万円となりました。売上高対比は3.4%と前期に比べて0.5ポイント低下しました。

各セグメントの業績

①小売事業

主力の小売事業においては、行動指針である“お客様のために尽くす”のもと、リアル店舗としての付加価値提案力を高めることでお客様満足の追求に努めてまいりました。

「平成30年7月豪雨」により、当社グループにおいては被災地域の一部店舗で被害を受けました。広島県内2店舗、岡山県内1店舗の計3店舗において、店内浸水等による被害が発生し、うち2店舗については早期に営業を再開した一方、当社の1店舗を閉店しました。さらに、被災地救援を目的としての支援活動、これら3店舗を除くグループ199店舗において災害義援金募金活動を展開し、1日も早い被災地の復興に向けた取り組みに注力しました。

商品面では、品質・価格の両面で競争力のある品揃えを追及するMD戦略“いいものを安く”の領域の拡大を図るとともに、既存領域の掘下げにより顧客価値の創造を推し進めました。高品質で付加価値の高い商品カテゴリーの掘下げを行うとともに、依然デフレマインドの残る消費者の暮らしに対する不安を払拭すべく価格対応を強化しました。

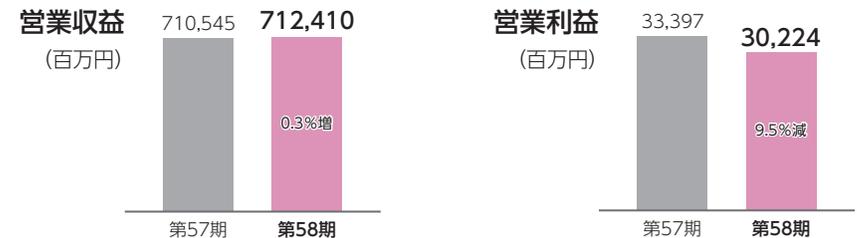
店舗面では、8月に合同会社西友より譲り受けた2店舗を、それぞれ10月に「ゆめタウン下松（山口県下松市）」、12月には「ゆめタウン姫路（兵庫県姫路市）」として開業しました。さらに、食品スーパー業態では、9月に「ゆめマート城野（北九州市小倉南区）」、11月には「ゆめマート久米（岡山市北区）」及び「ゆめマート木太（香川県高松市）」を計画どおり開業しました。既存店の活性化としては、4月に「ゆめタウン徳島（徳島県板野郡藍住町）」及び「ゆめタウン行橋（福岡県行橋市）」をリニューアルオープンさせ、販売は堅調に推移しています。「ゆめタウン徳島」では、四国・徳島初出店の旬なショップを軸に定借区画全体の6割超に達する区画を改装しました。また、三世代共通の需要である「食」の機能を充実させるとともに快適に過ごせる空間づくりとしてフードコート、レストラン、カフェの充実を図りました。

また、4月5日付で株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの間で、業務提携に関する合意書を締結しました。マスメリットの獲得やドミナントの拡充に向けて実効性のある多くの取組みを想定し、有形無形の様々な効果を具現化していくための協議を開始しました。

これらの取り組みに対して販売動向は、依然デフレマインドの残る消費者の節約志向の強まりや天候不順などによる客数の低下を主因として軟調に推移しました。春先には、引越し難民の影響から新生活関連の販売が伸び悩むなど厳しい状況が続きました。一方、食料品分野で「これ旨」など付加価値が高く差別化となる商品開発などに努めるとともに、5月には購買頻度の高いコモディティを中心に値下げする「毎日の暮らし応援！ ザ・値下げ最大340品目」を開始しました。夏場以降は、お中元等のギフト需要が堅調に推移した一方、豪雨災害や度重なる台風襲来による不要不急の消費を控える動きが強まり難しい局面が続きました。このような環境は秋口に入ってから継続し、昨年同時期の気温低下に対しても期間を通じて温暖な気候で推移したことで、衣料品等の季節商材の販売が伸び悩みました。冬場に入ると、食料品分野では地域の旬な名産品をラインナップしたお歳暮ギフトなど、ハレの日商材や企画が堅調に推移した一方で、青果物の市況悪化が販売価格を低下させました。これらの結果、当期における当社の既存店売上高は前年同期比では0.6%減となりました。

コスト面では、商品仕入において原価低減及びロスの抑制を引き続き推進し、売上総利益率の改善に努めました。また、販売費及び一般管理費については、経費抑制に努めた一方、主に人件費及び当期の新設店舗の創業経費等が増加しました。

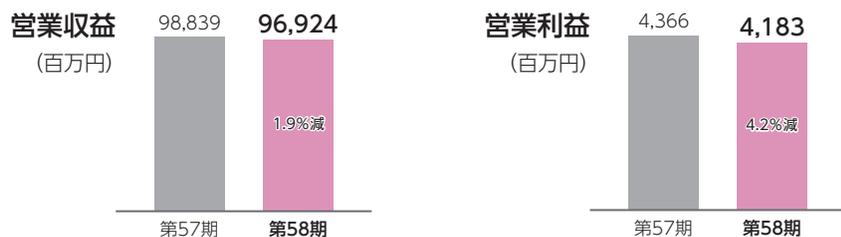
これらの結果、営業収益は712,410百万円（前期比0.3%増）、営業利益は30,224百万円（前期比9.5%減）となりました。



②小売周辺事業

小売周辺事業では、電子マネー「ゆめか」・クレジットカードにおける新規会員獲得、並びに小売事業の主力店舗「ゆめタウン」などの入居テナントをはじめとした外部加盟店での取扱いを拡大することで、取扱高の拡大を図りました。これにより、「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における684万枚から当期末では752万枚に達し、当社グループにおけるカード戦略が一層深まりました。10月には、当社グループが営業展開する西日本エリア（12県）における当社グループ店舗（193店舗：2018年9月末現在）並びにセブン-イレブン店舗（4,087店舗：2018年9月末現在）において、電子マネー「ゆめか」と「nanaco」の相互利用を開始しました。顧客利便性を高めることで利用頻度の向上を図り、小売事業への集客及び店舗間の相互送客を図るとともに、レジ業務の生産性改善に繋がりました。

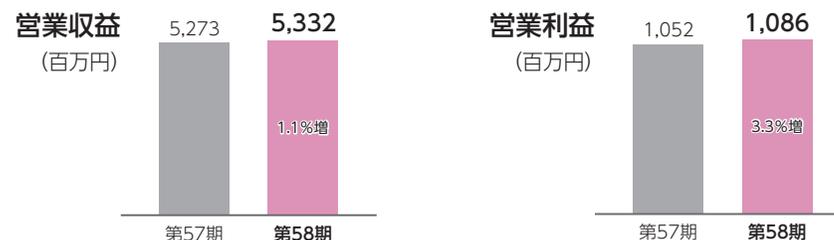
これらの結果、営業収益は96,924百万円(前期比1.9%減)、営業利益は4,183百万円(前期比4.2%減)となりました。



③その他

卸売事業では、堅調な販売と継続的な原価低減により利益水準が改善しました。また、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は5,332百万円（前期比1.1%増）、営業利益は1,086百万円（前期比3.3%増）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足度の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客様満足度No. 1を目指して

- 三世代の幅広いニーズを満たす品揃え及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- 品質・鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。
- 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」に加えて、小商圏型店舗「ゆめマート」及び「ゆめモール」を積極出店するとともに、既存店への活性化投資を継続的に行うことで、企業成長と地域シェアの拡大を実現してまいります。
- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などでの競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人的生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組んでいますが、これまでの成果を全店に展開していくと同時に、次の段階へと進展させてまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主様・投資家様との対話を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。
- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元に向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる向上、並びに株主価値の増加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は215億7百万円であり、主に当期の新店及び来期の新設店舗に係る先行投資によるものです。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

連結子会社であった㈱エース企業は清算終了しています。
また、持分法適用会社であった協同組合サングリーンは組合を脱退したことにより、持分法の適用から除外しています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 2016年2月期	第56期 2017年2月期	第57期 2018年2月期	第58期 (当期) 2019年2月期
営業収益(百万円)	668,784	702,121	729,857	732,136
売上高(百万円)	638,754	670,253	696,266	697,679
営業利益(百万円)	31,912	35,670	38,487	35,273
経常利益(百万円)	31,102	35,688	38,208	35,099
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	18,766	17,015	26,932	23,488
1株当たり当期純利益(円)	261.96	237.45	375.83	327.79
総資産(百万円)	468,026	476,885	479,867	485,173
純資産(百万円)	157,851	171,963	194,851	211,546

(注) 営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社15社及び持分法適用会社3社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャンドライジング・ストア（GMS）、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(7) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	33店舗
		岡山県	11
		山口県	13
		島根県	7
		福岡県	19
		佐賀県	3
		大分県	2
		長崎県	2
		熊本県	9
		香川県	4
		徳島県	1
		兵庫県	3
		その他	5
		合計	112

(株)ゆめマート	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	熊本県	24店舗

(注) (株)ゆめマートは、2019年3月1日付で(株)ゆめマート熊本に商号変更しています。

(株)スーパー大栄	本社	北九州市八幡西区中須1丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	16店舗
		大分県	2
		山口県	1
	合計	19	

(注) (株)スーパー大栄は、2019年3月1日付で(株)ゆめマート北九州に商号変更しています。

(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	24店舗
		岡山県	2
		福岡県	8
		山口県	6
	合計	40	

(注) 2019年3月1日付で、(株)ゆめマート北九州に14店舗を譲渡しています。

(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	7店舗

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	3,643 名	+128 名
小売周辺事業	671	+33
その他	44	+8
合計	4,358	+169

(注) このほか、パートタイマーは11,235名（1名1日8時間換算）です。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆめカード	480 百万円	100.0 %	金融業
(株) イズミテクノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆめマート	257	100.0	小売業
(株) スーパー大栄	100	100.0	小売業
(株) ユアーズ	100	59.5	小売業

(注) 1. 議決権比率の(内書)は、間接所有割合です。
2. 2019年3月1日付で、(株)ゆめマートは(株)ゆめマート熊本に、(株)スーパー大栄は(株)ゆめマート北九州に、それぞれ商号変更しています。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 広島銀行	24,278 百万円
(株) 三井住友銀行	18,517
(株) 日本政策投資銀行	17,610
三井住友信託銀行(株)	11,323
(株) 三菱UFJ銀行	10,167

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 195,243,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 71,665,200株 (自己株式6,700株を含む。)
 (3) 株主数…………… 5,049名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山西ワールド(株)	19,935 千株	27.8 %
第一不動産(株)	4,208	5.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,951	4.1
(株)広島銀行	2,362	3.3
日本生命保険(相)	2,093	2.9
イズミ広島共栄会	2,060	2.9
山西 泰明	2,036	2.8
第一生命保険(株)	2,030	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,522	2.1
全国共済農業協同組合連合会	1,335	1.9

(注) 持株比率は、自己株式(6,700株)を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

- ① 自己株式の取得
- ・ 単元未満株式の買取による取得
- | | |
|---------|--------|
| 普通株式 | 1,024株 |
| 取得価額の総額 | 6百万円 |
- ② 当事業年度末の保有株式
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 6,700株 |
|------|--------|

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	当社の担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	山西 義政	
代表取締役社長	山西 泰明	日本流通産業(株)代表取締役副社長
専務取締役	梶原 雄一郎	営業本部長
専務取締役	三家本 達也	管理本部長兼グループ経営本部長
取締役	中村 豊三	九州南事業部長
取締役	本田 雅彦	経営企画部長
取締役	似鳥 昭雄	(株)二トリホールディングス代表取締役会長 (株)二トリ代表取締役会長 (株)ホームロジスティクス取締役ファウンダー コーナン商事(株)社外取締役
取締役	米田 邦彦	広島修道大学商学部教授
常勤監査役	川本 邦昭	
監査役	松原 治郎	公認会計士
監査役	通堂 泰幸	税理士

- (注) 1. 取締役 似鳥昭雄及び米田邦彦の両氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 松原治郎及び通堂泰幸の両氏は、社外監査役です。
 3. 常勤監査役 川本邦昭及び監査役 通堂泰幸の両氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役 松原治郎氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 期末日後における取締役の担当の異動は次のとおりです。
 (2019年3月1日付)
 常務取締役 中村豊三 九州南事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	8名 (うち社外取締役 2名)	757百万円 (うち社外取締役 9百万円)
監 査 役	3名 (うち社外監査役 2名)	13百万円 (うち社外監査役 7百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議（2018年5月25日改定）による取締役の報酬の限度額は年額500百万円（うち社外取締役分30百万円）です。
2. 株主総会の決議（1994年5月26日改定）による監査役の報酬の限度額は年額20百万円です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額2百万円（取締役1百万円、監査役1百万円）を含めています。
5. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額498百万円（取締役497百万円、監査役1百万円）を含めています。
6. 上記報酬等の額のほか、社外監査役2名が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は5百万円です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 似鳥昭雄氏は、(株)ニトリホールディングスの代表取締役会長及び(株)ニトリの代表取締役会長であり、当社とこれらの会社との間には土地・建物賃貸借契約に基づく取引関係がありますが、経済的に依存している関係ではありません。また、同氏は(株)ニトリホールディングスの関係会社である(株)ホームロジスティクスの取締役ファウンダーであり、コーナン商事(株)の社外取締役であります。当社とこれらの会社との間に取引関係はございません。

取締役 米田邦彦氏は、広島修道大学商学部教授を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	似 鳥 昭 雄	当事業年度開催の取締役会14回のうち、12回に出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	米 田 邦 彦	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、企業経営についての幅広い知識と高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松 原 治 郎	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会15回のすべてに出席し、必要に応じ主に企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言しています。
監 査 役	通 堂 泰 幸	当事業年度開催の取締役会14回のうち、11回に出席し、また、監査役会15回のうち、12回に出席し、必要に応じ主に税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言しています。

- (注) 取締役 似鳥昭雄氏、取締役 米田邦彦氏及び監査役 松原治郎氏の3名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
 - ii) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
 - iii) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
 - iv) 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
 - v) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
 - vi) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - vii) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
 - viii) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- ii) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社の連結評価会議において3か月に1回の報告を義務づける。
- ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
- ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社監査役職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針およびその他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対する相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「感謝と信用をモットーに商業を通じて、より豊かな暮らしに貢献する」べく事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し「イズミ行動基準」の定着・徹底を図り、行動のチェックポイントにより自問自答を繰り返しております。

これらのことを、より具体的に推進するため当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月1回開催することにより、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るとともに対応策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、役員会を毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第58期の取締役会は、定時13回、臨時1回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会による体制の整備のほか、内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、毎月子会社の社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、四半期ごとに子会社の事業活動の状況を親会社の取締役会で報告しております。

(監査役が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2019年2月28日)	前連結会計年度 (2018年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	94,734	91,062
現金及び預金	8,136	8,410
受取手形及び売掛金	39,784	37,245
商品及び製品	28,355	28,047
仕掛品	22	81
原材料及び貯蔵品	558	452
繰延税金資産	2,569	2,569
その他	15,890	15,081
貸倒引当金	△584	△827
固定資産	390,439	388,805
有形固定資産	338,121	333,548
建物及び構築物	162,976	163,290
機械装置及び運搬具	3,141	2,803
土地	162,745	159,178
リース資産	45	111
建設仮勘定	1,607	439
その他	7,604	7,725
無形固定資産	12,177	13,545
のれん	3,958	5,263
その他	8,219	8,281
投資その他の資産	40,140	41,711
投資有価証券	10,396	11,390
長期貸付金	1,584	1,625
繰延税金資産	5,999	5,414
差入敷金及び保証金	17,540	18,024
その他	5,180	5,799
貸倒引当金	△559	△543
資産合計	485,173	479,867
(負債の部)		
流動負債	113,482	122,220
支払手形及び買掛金	31,275	34,649
短期借入金	25,746	24,670
1年内返済予定の長期借入金	21,264	28,616
未払金	10,415	7,801
未払法人税等	4,777	8,577
賞与引当金	2,132	2,028
役員賞与引当金	10	16
ポイント引当金	2,558	2,436
商品券回収損失引当金	166	145
資産除去債務	130	-
その他	15,005	13,278
固定負債	160,144	162,794
長期借入金	115,912	118,581
リース債務	11	52
長期預り敷金及び保証金	24,008	23,813
役員退職慰労引当金	2,176	1,719
利息返還損失引当金	102	85
退職給付に係る負債	8,050	7,777
繰延税金負債	1,631	2,592
資産除去債務	7,914	7,784
その他	336	386
負債合計	273,626	285,015
(純資産の部)		
株主資本	199,367	181,795
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,247	22,247
利益剰余金	157,530	139,951
自己株式	△25	△18
その他の包括利益累計額	529	1,161
その他有価証券評価差額金	737	1,580
退職給付に係る調整累計額	△208	△418
非支配株主持分	11,649	11,894
純資産合計	211,546	194,851
負債・純資産合計	485,173	479,867

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)	前連結会計年度 (2017年3月1日から 2018年2月28日まで)
売上高	697,679	696,266
売上原価	544,107	543,206
売上総利益	153,571	153,059
営業総収入	34,457	33,591
営業総管理費	188,028	186,651
販売費及び一般管理費	152,754	148,163
営業利益	35,273	38,487
営業外収益		
受取利息及び配当金	258	242
仕入割引	299	299
債務勘定整理利益	108	130
持分法による投資利益	35	48
違約金収入	191	163
その他	626	677
営業外費用		
支払利息	919	1,094
支払補償費	160	159
その他	613	586
経常利益	35,099	38,208
特別利益		
固定資産売却益	55	501
投資有価証券売却益	0	252
補助金収入	1,112	1,656
保険金の収入	309	5
その他	3	26
特別損失		
固定資産売却損	27	49
固定資産除却損	313	464
減損損失	654	597
災害による損失	360	197
復興寄付金	450	-
出資金評価損	1,029	-
その他	248	139
税金等調整前当期純利益	33,495	39,204
法人税、住民税及び事業税	10,418	12,248
法人税等調整額	△523	△345
当期純利益	23,600	27,301
非支配株主に帰属する当期純利益	111	369
親会社株主に帰属する当期純利益	23,488	26,932

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2019年2月28日)	前事業年度 (2018年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	77,443	60,319
現金及び預金	3,386	3,091
売掛金	13,055	12,718
商品	24,716	24,461
原材料及び貯蔵品	335	274
前払費用	808	785
繰延税金資産	1,848	2,068
短期貸付金	28,229	12,896
預け金	1,272	1,078
その他	3,856	3,015
貸倒引当金	△67	△71
固定資産	336,907	331,746
有形固定資産	287,474	282,099
建物	140,756	140,298
構築物	5,490	5,693
機械及び装置	2,525	2,239
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5,194	5,089
土地	132,179	128,354
リース資産	11	17
建設仮勘定	1,317	407
無形固定資産	6,280	6,416
借地権	4,232	4,102
ソフトウェア	1,256	1,400
その他	792	913
投資その他の資産	43,152	43,230
投資有価証券	2,246	2,839
関係会社株式	11,953	11,289
出資	4	4
関係会社出資金	-	938
長期貸付金	1,437	1,476
長期前払費用	525	612
繰延税金資産	4,820	4,266
出店仮勘定	288	208
差入敷金及び保証金	18,466	19,097
その他	3,707	2,797
貸倒引当金	△297	△299
資産合計	414,350	392,065

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2019年2月28日)	前事業年度 (2018年2月28日)
(負債の部)		
流動負債	103,395	100,692
買掛金	26,333	25,643
短期借入金	34,040	32,632
1年内返済予定の長期借入金	15,573	15,854
リース債務	3	6
未払金	10,492	7,870
未払費用	1,718	1,614
未払法人税等	3,855	7,250
未払消費税等	1,932	860
前受り金	1,516	1,510
預賞与引当金	1,496	1,363
賞与引当金	1,678	1,585
役員賞与引当金	2	2
ポイント引当金	2,479	2,357
商品券回収損失引当金	166	145
資産除去債務	130	-
その他	1,973	2,002
固定負債	144,849	139,538
長期借入金	105,797	101,871
リース債務	9	12
長期預り敷金及び保証金	23,031	22,780
退職給付引当金	6,646	6,085
役員退職慰労引当金	2,062	1,563
資産除去債務	7,199	7,099
その他	101	125
負債合計	248,244	240,231
(純資産の部)		
株主資本	165,595	150,868
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	123,724	108,990
利益準備金	2,094	2,094
その他利益剰余金	121,630	106,896
特別償却準備金	26	43
固定資産圧縮積立金	1,597	994
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	70,269	56,121
自己株式	△25	△18
評価・換算差額等	510	966
その他有価証券評価差額金	510	966
純資産合計	166,105	151,834
負債・純資産合計	414,350	392,065

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)	前事業年度 (2017年3月1日から 2018年2月28日まで)
売上高	655,328	652,669
売上原価	532,522	531,654
売上総利益	122,806	121,014
営業収入	31,663	31,181
営業総利益	154,469	152,195
販売費及び一般管理費	125,328	120,178
営業利益	29,141	32,017
営業外収益		
受取利息及び配当金	378	351
仕入割引	299	299
債務勘定整理益	108	130
債権回収	190	163
違約金収入	418	479
その他	1,395	1,424
営業外費用		
支払利息	898	1,045
支払補償費	160	159
その他	300	317
経常利益	29,177	31,918
特別利益		
固定資産売却益	39	464
投資有価証券売却益	-	4
補助金収入	1,112	1,656
保険収入	220	-
その他	1,371	2,126
特別損失		
固定資産売却損失	-	8
固定資産除却損失	234	207
減損損失	254	361
災害による損失	278	107
復興寄付金	450	-
出資金評価損	505	-
その他	21	0
税引前当期純利益	28,804	33,359
法人税、住民税及び事業税	8,534	10,101
法人税等調整額	△196	△113
当期純利益	20,466	23,370

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月8日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月8日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2018年3月1日から2019年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

株式会社イズミ 監査役会
 常勤監査役 川 本 邦 昭 ㊟
 社外監査役 松 原 治 郎 ㊟
 社外監査役 通 堂 泰 幸 ㊟

以 上

